

候補者推薦に係る情報の取扱いについて

選考委員会は、平成23年10月改選の会員及び連携会員の候補者の選考実務を行うに当たり、候補者の個人情報の取扱いに留意して、以下のような情報セキュリティ対策を講じるものとする。

記

1. 情報の作成と入手

会員及び連携会員並びに事務局職員（以下「会員等」という。）は、選考実務の遂行以外の目的で、候補者にかかる情報（以下「情報」という。）を作成し、又は入手してはならない。

2. 情報の利用

会員等は、選考実務の遂行、任命手続き及び役割検討以外の目的で、情報を利用してはならない。

3. 情報の保存

- ① 会員等は、電磁的記録媒体に保存された情報について、適切なアクセス制御を行わなければならない。
- ② 会員等は、情報が保存された電磁的記録媒体を適切に管理しなければならない。
- ③ 会員等は、出力した情報を記載した書面を適切に管理しなければならない。

4. 情報の移送

会員等は、情報（電磁的記録）を移送する場合には、情報に対してパスワードの設定、又は情報の暗号化をしなければならない。

5. 情報の提供

会員等は、情報（電磁的記録）を公表又は提供する場合には、当該情報の付加情報等からの不用意な情報漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

6. 情報の消去

会員等は、電磁的記録媒体又は書面を廃棄する場合には、復元が困難な状態にしなければならない。